

住民自治条例制定 のための



市民ワークショップニュース

発行：北本市役所 秘書政策室
〒364-8633 北本市本町1-111
TEL 048-591-1111(代)FAX048-592-5997
URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

第8号
発行日 平成18年12月12日

7月の暑い土曜日に始まった市民ワークショップも今回が最終回。小雨の降る寒い1日でしたが12名の方にご参加いただきました。

今回の会場は学習センターの学習室。雨の中ご自宅から40分もかけて歩いてきてくださった方もいらっしゃいました。ありがとうございました。



条例に位置付けすべき項目の検討



今回は最終回ということもあり、今までのグループワークでの議論を踏まえ、参加者の皆さん一人一人に自分なりの条例の考え方を発表していただきました。これまでグループワークを通じてさまざまな議論をしてきていただきましたが、その全ての内容を素案作成のヒントとして、今後の条例研究懇話会へ送りたいと考えています。



住民自治条例制定第8回市民ワークショップの概要

- 1 開 会
- 2 前回までの振り返り
- 3 議 題
(1)北本市住民自治条例制定研究懇話会委員について
(2)北本市住民自治条例に位置付けすべき項目の検討
- 4 あ い さ つ
- 5 閉 会



条例の名称について

北本市民基本条例 北本市明るいまちづくり条例 北本市自治基本条例
住民自治条例 住民自治基本条例 住民参画条例
北本を住みよいまちにする条例 市民が参加できるまちづくり条例

ワークショップに参加されて感じたこと、発見したこと（振り返りシートから）

- ・各人の思い入れが良く理解できた。議論は種々あるが、最後は条例らしくまとめて行くことが肝心であろう
- ・同じようなことを考えている人も多いことが知ることが出来ました。
- ・今まで福祉問題が出なかったのが不思議な感じがしました。
- ・良く話し合うことが基本であり大切なことです。
- ・最終回で未だ議論できていない点もありましたが、少しずつ内容も盛り上がり充実したような気がしました。
- ・大変充実したワークショップだったと思います。
- ・「住民自治の最高法規を作る」非常に難しい問題です。ワークショップの参加者が減って行ったことに端的にあらわれていると思います。まず啓蒙ありきだと思います。理解すれば動き出すと確信しています。
- ・第1回ワークショップで説明のあった「北本市の憲法」の制定であるという意味がここにきて本当に良く理解できました。
- ・北本市が目指すまちづくりにおいてワークショップでその仕組みなどを意見交換できた。

住民自治条例制定市民ワークショップ開催にあたりましては、
多くの皆様にご参加いただきましてありがとうございました。
今後は**条例研究懇話会**を組織し、条例の素案作りを進めてまいります。



また、討議内容等につきましては、この「ワークショップニュース」を「住民自治条例制定ニュース」に改題し、皆様にお知らせしてまいりますので引き続きご助言等くださいますようお願い申し上げます

秘書政策室